

平成 26 年 4 月 25 日

中央労働災害防止協会
技術支援部長 角元利彦
【照会先】
総務部 上席専門役 間宮直樹
(電話) 03-3452-6542 (FAX) 03-3452-9225
E-mail koho@jisha.or.jp

平成 26 年度 中小企業対象 安全衛生サポート事業 第三次産業を新たな対象に追加！

中央労働災害防止協会（中災防）では、労働災害が多発傾向にある中小規模事業場の労働災害の防止を図るため、安全衛生の専門家が事業場への訪問し、個別コンサルティングを「無料」で行う事業、「中小規模事業場安全衛生サポート事業（以下「サポート事業」という。概要は裏面）」を平成 25 年度から製造業を対象にスタートさせ、762 事業場に対し 943 回の個別支援を行い大変好評をいただいた。

本年度は、『安全推進者の配置等に係るガイドライン（平成 26 年 3 月 28 日）』（厚生労働省）の公表を踏まえ、対象事業場を昨年度までの製造業に加え、新たに第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）の事業場に拡大した。

1 平成 26 年度の事業の特長

- 1 費用は無料
- 2 2 時間程度の現場確認とアドバイス
- 3 製造業に加え、新たに第三次産業も対象
- 4 労働者が概ね 100 人未満の事業場が対象
- 5 個別支援は、2 回まで受けることができる

2 安全衛生の専門家から改善のアドバイス

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 昨年労働安全衛生規則改正を踏まえた食品加工用機械の安全化へのアドバイスを行います。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の防止策のアドバイスを行います。

中小規模事業場安全衛生サポート事業」とは・・・

安全衛生の専門家（安全・衛生管理士等）が事業場にお伺いし、簡単な安全衛生の確認とアドバイスをさせていただく「現場確認&アドバイス」（個別支援）により、各事業場の安全衛生に対する取り組みを支援する事業です。

また、事業場の経営者様または安全衛生担当者様に集まっていただく「研修会」（集団支援）と組み合わせることも可能です。

事業の詳細の問合せ先：中央労働災害防止協会・技術支援部・技術指導課（03-3452-6375）

中災防ホームページ「トップ」→「技術サービス」→「安全衛生サポート事業」

3 中小規模事業場の労働災害防止の決め手

（1）労働災害発生の現況

中小企業白書（2009年）によると、企業数421万3,190社のうち、中小企業は420万1,264社におよび、99.7%を中小企業が占めている。

他方、労働災害発生状況については、死亡及び休業4日以上之死傷者を事業場の規模別に見ると、労働者数300人未満の中小企業における発生数は全体の92%を占めており、日本の産業社会の基盤を中小企業が支えていると同時に、労働災害のそのほとんどが中小企業で発生している状況にある。

（2）第三次産業の安全管理体制構築の契機に

長期間にわたる産業構造の変化にともない、雇用者が製造業や建設業から第三次産業へシフトしたことにより、第三次産業の従事者は雇用者全体の73%に達している。近年、第三次産業の労働災害の増加には著しいものがある。

休業4日以上之死傷災害の4割（51,033人（全産業119,622人）平成23年）を占め、その割合は年々高くなっている。

内訳は、小売業が最も多く第三次産業全体の3割を占め、次いで社会福祉施設などの保健衛生業、3番目に飲食店などの接客・娯楽業である。

第三次産業の事故の型別の災害発生状況では、「転倒」が全体の3割、ついで「動作の反動・無理な動作（腰痛）」、「墜落転落」と続く。

中災防では、「サポート事業」を進めるにあたって、今般、新たに厚生労働省により策定された「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」に示す、「安全推進者」を中心とした安全管理体制の整備が徐々に進められるよう、店舗のバックヤード等の作業場の現場確認や安全衛生管理状況の確認を通して効果的なアドバイスを行うこととしている。



中災防は、昭和39年に労働災害防止団体にに基づき設立された団体で、事業主の自主的な労働災害防止活動を支援するため、企業の人材の育成、安全衛生の専門技術の提供および最新安全衛生情報の提供などの安全衛生に関する総合的な事業を行っています。

会長：米倉弘昌（日本経済団体連合会会長）

理事長：関澤秀哲